

払込郵便局の指定について

町・県民税特別徴収税額の納入に当たり、近畿2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）以外に所在する郵便局（ゆうちょ銀行含む。）を利用される場合は、その郵便局を奈良県田原本町の町・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しなければなりません。

その際は、右の「指定通知書」に、利用される郵便局名を記入のうえ、事前にその郵便局に提出してください。

徴収金の納入は

翌月の10日までにお済ませください。

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき田原本町の町・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定します。

1. 許可又は承認番号 貯業2第500号
2. 口座番号 00980-9-960286
3. 加入者の名称 田原本町会計管理者
4. 取りまとめ局 〒539-8794
大阪貯金事務センター

令和 年 月 日

郵便局長様

奈良県田原本町長 高江 啓史

（公印省略）